

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 清水町監査委員条例（昭和57年清水町条例第5号）の一部改正 (請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 清水町監査委員条例（昭和57年清水町条例第5号）の一部改正 (請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第2条 清水町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成26年清水町条例第33号）の一部改正 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>第2条 清水町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成26年清水町条例第33号）の一部改正 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。